

小田原市下水道条例等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市下水道条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	平成26年3月3日（月）
意見提出期間	平成26年3月3日（月）から平成26年4月1日（火）まで
市民への周知方法	広報おだわら 市ホームページ 支所・連絡所等 下水道総務課カウンター

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

(1) 井戸水を使用する世帯の人数変更に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	市民に変更手続きを周知するよりも、住民票の異動と連動させて自動的に変更すべき。	D	住民票では、一つの家屋で世帯を2つに分けている場合もあり、実際に住んでいる人数を把握するには、申告をもとに決定をしたいと考えます。また、これからも広報等で周知徹底を図るつもりです。

#### 4 提出意見と関係なく変更した点

	条例案との差異	市の考え方
1	<p>市長への届出を要するものとして掲げていた4項目のうち、次の2項目については、規則で規定することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水道の水以外の水を下水に流すことを中止したとき。</li><li>・水道の水以外の水を下水に流している世帯の人数に変更があったとき。</li></ul>	<p>標準下水道条例(国土交通省通知)の改正内容に準じて、規則で定めることとします。</p>